

益田市子育て世帯支援給付金(令和5年度住民税非課税世帯分)
申請書(請求書)

申請用

市区町村
受付印

支給市区町村

益田市長殿

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	生年月日	住所
	昭和・平成 年 月 日	電話

2. 対象児童 (※4人以上申請する場合は、新しい申請書(同じ様式)に追加記入し、この申請書に添付してください。)

- ◇ 令和5年12月2日以降に生まれた新生児
- ◇ 別世帯で生計を同一にしている児童
- ◇ その他

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	令和5年12月1日時点の住民票住所 (令和5年12月2日以降に生まれた新生児は現住所)	申請区分
1					<input type="checkbox"/> 新生児 <input type="checkbox"/> 別世帯 <input type="checkbox"/> その他
2					<input type="checkbox"/> 新生児 <input type="checkbox"/> 別世帯 <input type="checkbox"/> その他
3					<input type="checkbox"/> 新生児 <input type="checkbox"/> 別世帯 <input type="checkbox"/> その他

※基準日(令和5年12月1日)において、別の世帯で本給付金の支給対象となる児童は、追加給付の対象とはなりません。
※別世帯の児童を申請する場合、対象児童との続柄及び住所が分かる書類(戸籍謄本、戸籍の附票等)を添付してください。

3. 監護申立 ※2で別世帯の児童を記載する場合は、対象児童全員について必ず記載してください。

私(申請者)は、別居している児童を監護し、生計を同一にしていることを以下のとおり申し立てます。

(1) 別居の理由について(該当するものに○をしてください。)

- ・仕事の都合上、単身赴任をしているため
- ・児童の進学、通学のため
- ・その他()

(2) 監護、生計同一または生計維持の状況(面会、仕送り等ついて)

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)*※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
		1 普通 2 当座		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、福祉総務課(0856-31-0664)までお問い合わせください。

【誓約・同意事項】

すべての項目を確認し、各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 本給付金の以下すべての支給要件に該当します。
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- 本給付金の支給要件の該当性等を審査するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること、提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、益田市において支給決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。
- 不備等により、益田市が行う申請書(請求書)の修正や書類提出等の依頼に対し、令和6年8月31日までに必要な修正等が行われない場合は、本給付金の申請を辞退したとみなされることに同意します。
- 益田市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年8月31日までに、益田市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、本給付金が支給されないことに同意します。
- 本給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や本給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

提出書類

- 『益田市子育て世帯支援給付金事業(令和5年度住民税非課税世帯分)申請書(請求書)(本書)』
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求書の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード等の写しをご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、申請・請求者名義の受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『対象児童との関係が分かる書類』の写し(コピー)※別世帯の児童を追加申請する場合
※ 別世帯の児童を追加申請する場合、対象児童との関係が分かる書類(戸籍謄本等)をご用意ください。
- 『対象児童の住所地が分かる書類』の写し(コピー)※別世帯の児童を追加申請する場合
※ 対象児童の令和5年12月1日時点の住民票住所が分かる書類(戸籍の附票、住民票等)をご用意ください。
- 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
※ 申請・請求書(世帯主)が令和5年1月1日時点の住所が益田市外の場合で、給付金(1世帯あたり7万円)の対象ではない世帯又は申請書の提出がない世帯等は、別途提出を依頼する場合があります。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

※ 意図的に不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲罰刑に処されることがあります。

本申立の内容に相違ありません。

年

月

日

申請者氏名